



2023年2月9日

各位

会社名 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 カリン・ドラガン
(コード番号 2579 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 補佐 荷堂 真紀
(Tel. 0800-919-0509)

長期インセンティブ(株式報酬)制度の変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月9日開催の当社取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「業務執行取締役」といいます。)を対象として、2021年3月25日開催の2020年度定時株主総会においてご承認いただいた現在の長期インセンティブ(株式報酬)制度(以下「旧株式報酬制度」といいます。)に代わる新たな長期インセンティブ(株式報酬)制度(以下「本制度」といいます。)として「役員報酬BIP信託」(以下「BIP信託」^(※1)といいます。)を導入することを決議いたしました。当社の業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「年次賞与」「積立型退任時報酬」「長期インセンティブ(株式報酬)」「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(以下「PSU」といいます。)」および「リストラクテッド・ストック・ユニット制度(以下「RSU」といいます。)」で構成されており、本決議は「長期インセンティブ(株式報酬)」について、BIP信託を用いた内容に変更するものです。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、2023年3月28日開催予定の当社2022年度定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。本制度の具体的な業績連動の仕組み等の内容は、旧株式報酬制度の内容を引き継いで設定しており、下記「3. I.(1)BIP信託の概要」以降にて定めております。

なお、当社の執行役員、当社が認める社員ならびに当社が定めるグループ子会社の執行役員および社員を対象とした「株式付与ESOP信託」^(※2)の導入も予定しており、導入時期および取得株式の総額等の内容につきましては決定次第、改めてお知らせする予定です。

記

1. 旧株式報酬制度の廃止

当社は、BIP信託に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、旧株式報酬制度は廃止します。ただし、旧株式報酬制度において対象期間が経過していないものおよび対象期間経過後で株式が未交付のものにつきましては、本制度が開始されることを条件として、旧株式報酬制度からの移行措置として旧株式報酬制度で算定されていた基準金額または支給予定の当社普通株式数に相当するポイントを本制度において付与し、本制度から株式交付を行うこととします。

2. 本制度の導入目的等

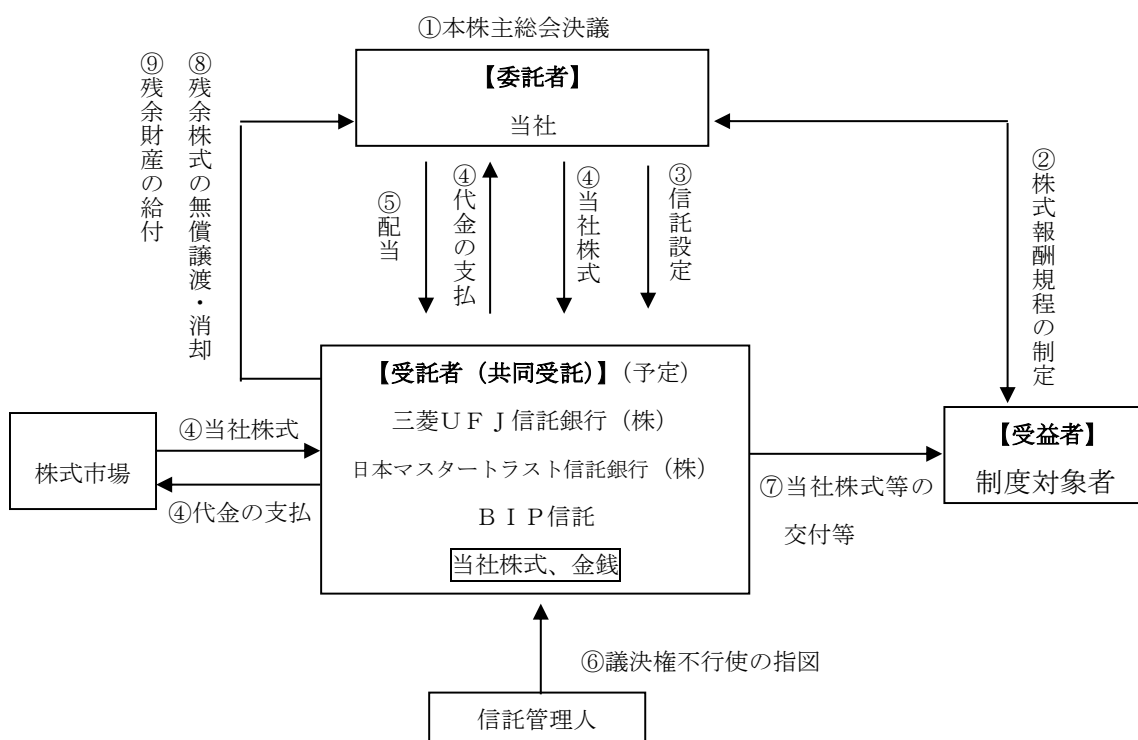
- (1) 当社は、本制度の対象となる業務執行取締役が、当社グループ会社の中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を高めること、また、国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材の採用競争力およびリテンションを強化するとともに、株主のみなさまとの利益意識の共有および企業価値向上のインセンティブを一層高めることを目的とし、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、本制度により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、業務執行取締役に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- (3) BIP信託の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

(※1)BIP(Board Incentive Plan)信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。

(※2)ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員に対するインセンティブプランです。

3. 本制度の概要

I. BIP信託の仕組み



- ① 当社は、BIP信託の導入に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、BIP信託の内容にかかる株式報酬規程を制定します。
- ③ 当社は、当社の株式報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）を受託者とするBIP信託を設定します。なお、当社が拠出できる金銭は、①の株主総会で承認を得た範囲内とします。

- ④ BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。BIP信託が取得する株式数は、①の株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ BIP信託内の当社株式に対しては、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 旧株式報酬制度からの移行措置として、BIP信託の設定後遅滞なく、旧株式報酬制度の制度対象者だった業務執行取締役に対して、旧株式報酬制度で算定されていた基準金額または支給予定の当社普通株式数に相当するポイントが付与されます。また信託期間中、職責および業績目標達成度に応じて、対象取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、下記(8)のとおり、対象期間終了後および退任時に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式等について交付等が行われます。なお、下記(8)のとおり、原則として、当該ポイントの一定の割合に相当する株式(単元未満株式は切り上げ)については当社株式の交付を受け、残りについてはBIP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 会社業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてBIP信託を継続利用するか、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じたBIP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、BIP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりBIP信託を終了する場合には、当社および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、BIP信託内の株式数が対象取締役について定められるポイント数(下記(5)に定めます。以下同じです。)に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(6)に定める信託金の上限の範囲内で、BIP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) BIP信託の概要

BIP信託は、連続する3事業年度(以下「対象期間」といいます。なお、当初の対象期間は2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、2023年12月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降も、新たな事業年度が始まるごとに連続する3事業年度を対象期間とすることを予定しております。)を対象として、対象期間が開始する最初の事業年度に職責別基準金額に相当するポイントを対象取締役に付与し、対象期間経過後または対象取締役の退任時に、付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度です。

具体的には、対象期間が開始する最初の事業年度に職責等に応じて付与されたポイントが対象期間の業績達成度に応じて変動し、当該ポイントに応じた当社株式等を対象期間経過後に交付等を行う「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(PSU)」と、対象期間が開始する最初の事業年度に職責等に応じて付与されたポイントに応じた当社株式等の交付等を、対象取締役の退任時に行う「リストラクテッド・ストック・ユニット制度(RSU)」で構成されています。

「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(PSU)」は、中長期的な企業価値向上に対する動機づけを、「リストラクテッド・ストック・ユニット制度(RSU)」は、株主のみなさまとの価値共有を図りつつ、優秀な人材のリテンション強化を主な目的としております。

(2) 株主総会決議

本株主総会において、BIP信託に拠出する信託金の上限および対象取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)に定めるBIP信託の継続を行う場合には、本株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会の決議により、信託期間の満了時に信託契約の変更およびBIP信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) BIP信託の対象者(受益者要件)

対象取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続きを経た上で、付与されたポイント数に相当する当社株式等について、BIP信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりです。

【パフォーマンス・シェア・ユニット制度(PSU)】

- ① 対象期間中に対象取締役であること(制度開始日以降に新たに対象取締役になった者を含む)
- ② 対象期間中に自己都合で退任した者(やむを得ない事由による自己都合退任を除く)、在任中に一定の非違行為があった者、または職務・社内規程等の重要な違反をしたこと等により解任された者でないこと
- ③ その他、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式報酬規程に定めるもの

【リストラクテッド・ストック・ユニット制度(RSU)】

- ① 対象期間中に対象取締役であること(制度開始日以降に新たに対象取締役になった者を含む)
- ② 対象取締役を退任していること
- ③ 対象期間中に自己都合で退任した者(やむを得ない事由による自己都合退任を除く)、在任中に一定の非違行為があった者、または職務・社内規程等の重要な違反をしたこと等により解任された者でないこと
- ④ その他、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式報酬規程に定めるもの

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2023年5月(予定)から2026年5月(予定)までの約3年間とします。

イ BIP信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更を行うことにより、BIP信託の信託期間を当初信託期間と同一期間延長することができます。その場合、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た範囲内で、当該新たな対象期間においてBIP信託に拠出する金額の上限の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、延長前の信託財産内に残存する当社株式(対象取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下に定める「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(PSU)」と「リストラクテッド・ストック・ユニット制度(RSU)」の各ポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社普通株式1株として決定します。

なお、当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

① パフォーマンス・シェア・ユニット制度(PSU)

各対象期間開始後に、基準ポイントが付与され、対象期間終了後に、当該対象期間における業績目標の達成度に応じて算出される「業績連動ポイント」が付与されます。

<「業績連動ポイント」算定式>

$$\text{基準ポイント(職責別基準金額} \div \text{株価} \times 1) \times \text{業績連動係数} \times 2$$

② リストラクテッド・ストック・ユニット制度(RSU)

各対象期間開始後に、以下のポイント算定式をもとに算出される対象取締役の職責の大きさに応じた「固定ポイント」が付与されます。

<「固定ポイント」算定式>

$$\text{職責別基準金額} \div \text{株価} \times 1$$

※1 各対象期間における最初の事業年度に開催される当社定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額

※2 業績連動係数は、対象期間における業績目標(ROEや売上高等)の達成度に応じて0%から150%の範囲で変動します。

(6) BIP信託に拠出する信託金の上限金額および交付される当社株式等の上限数

信託期間内に当社がBIP信託に拠出する信託金の合計額および対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の総数は、本株主総会決議で承認されることを条件に、以下の上限に服するものとします。

①当初の信託期間内にかかる対象取締役に対する株式報酬として、BIP信託に拠出する信託金の上限金額※¹

合計 2,880 百万円

※1 信託金の上限金額は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

また、上記に加えて、本事業年度において、旧株式報酬制度からの移行措置として付与されるポイントにかかる株式の取得原資として、848 百万円

②当初の信託期間内にかかる対象取締役に対する株式報酬として、BIP信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数

合計 1,800 千株

※ 交付等が行われる当社株式等の上限株数は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に算出しています。

また、上記に加えて、本事業年度において、旧株式報酬制度からの移行措置として付与されるポイントの合計数に相当する株式数として、530 千株

(7) BIP信託による当社株式の取得方法

BIP信託による当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および交付される当社株式等の上限数の範囲内で、株式市場または当社からの取得を予定しています。

(8) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

① パフォーマンス・シェア・ユニット制度 (PSU)

「パフォーマンス・シェア・ユニット制度 (PSU)」にかかる当社株式等の交付等の時期は、原則として対象期間終了後となります。上記(3)の受益者要件を充足した対象取締役は、原則として対象期間終了後に、上記(5)に基づき算出される業績連動ポイントに応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、納税資金の確保を目的として、業績連動ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの業績連動ポイントに相当する数の当社株式についてはBIP信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

② リストリクテッド・ストック・ユニット制度 (RSU)

「リストリクテッド・ストック・ユニット制度」(RSU)にかかる当社株式等の交付等の時期は、原則として対象取締役の退任時となります。上記(3)の受益者要件を充足した対象取締役は、原則として退任時に、上記(5)に基づき算出される固定ポイントに応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、納税資金の確保を目的として、固定ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの固定ポイントに相当する数の当社株式についてはBIP信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) BIP信託内の当社株式の議決権行使

BIP信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) BIP信託内の当社株式の配当の取扱い

BIP信託内の当社株式にかかる配当は、BIP信託が受領し、BIP信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) BIP信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことによりBIP信託を継続利用するか、または、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じたBIP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、BIP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、BIP信託を終了する場合には、業務執行取締役との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

【ご参考】

●BIP信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 業務執行取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定)) |
| ⑤ 受益者 | 業務執行取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2023年5月(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2023年5月 ~ 2026年5月(予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2023年6月1日(予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 3,728百万円(当社上限額。信託報酬・信託費用を含みます。)(予定) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社から取得 |

以 上